

## 「第一種フロン類充填回収業者」の廃業等の届出について

登録業者が下記の表に該当した場合には、**その日から30日以内**に手続きが必要です。

「**第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書**」および「**フロン類の充填量及び回収量等に関する報告書**」を当課へ提出して下さい。（報告書は実績がない場合も提出が必要です。）

様式については、電子による申請の場合は、申込画面からダウンロードしてご使用ください。  
郵送による申請の場合は、県 HP に掲載しておりますので、印刷してご使用下さい。

県 HP URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/environment/furon.html>

廃業等の理由	届出者
個人の事業主が死亡	相続人
法人が合併により消滅	代表する役員であった者
法人が破産により解散	破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散	清算人
茨城県において第一種フロン類充填回収業を廃止	法人→代表するもの 個人→本人

### 申請方法

#### ○ 「いばらき電子申請・届出サービス」による申請

→必要書類を作成後、届出ページにアップロードしてください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action)

#### ○ 郵送による申請

→提出書類は電子による申請の必要書類と同様です。郵送もしくは持参にてご提出下さい。

控えに受付印が必要な場合は、各自で副本をご用意の上、送付するための切手を貼り付けた返送用封筒を同封してください。

#### 【提出先・問合せ先】

茨城県県民生活環境部 環境対策課 公害防止担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL:029-301-2956 FAX:029-301-2997